

## ■議案第37号 四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について

---

### 【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成28年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「浦越地区」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

#### 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 四万十町十和東部地区交流センター

施設 の 所 在 地 四万十町浦越108番地

#### 2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 浦越地区

団体の所在地 四万十町浦越

#### 3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

#### 4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町十和東部地区交流センターは、地域の拠点施設として、産業の振興、集落環境の改善及び住民福祉の向上を目的に設置した施設の一つです。

この施設は、平成23年4月1日より平成28年3月31日まで、「浦越地区」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

指定管理期間中は、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断されるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補者として選定するものです。